

医療安全管理室規程

(目的)

第1条 この規程は、医療安全管理指針に従い、医療安全対策を組織横断的に推進し、適切かつ効率的な医療事故防止対策を図り、医療安全管理を行うことを目的とする。

(医療安全管理室の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、当院に「医療安全管理室」（以下「管理室」という。）を置く。

- 1 管理室室長は病院事業管理者が任命する医師とする。
- 2 管理室室員は医療安全管理者・リスクマネジメント委員会・感染対策委員会・薬事委員会・医療機器安全管理委員会・庶務課及び医事課から各1名選任する。
- 3 その他、必要により病院事業管理者の指名で室員を置くことができる。

(管理室の業務)

第3条 管理室は病院事業管理者の諮問に応じて、以下の業務を行う。

- 1 医療安全に関する調査及び分析に関すること
- 2 医療事故防止対策や必要な情報の周知及び広報に関すること
- 3 職員への医療安全教育及び指導に関すること
- 4 医療安全に関する相談業務に関すること
- 5 その他、医療安全管理に関すること

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。